

自転車 マナーアップ強化月間

&

駅前放置自転車 クリーンキャンペーン

実施
期間

令和6年 11月1日(金)→11月30日(土)

月間の
重点

- ▶自転車の交通ルール遵守の徹底
- ▶自転車のヘルメット着用の推進
- ▶放置自転車の追放

スローガン

- ▶車だけ? 交通ルールは 皆のもの
- ▶じゅんびした? じてん車のるとき ヘルメット
- ▶ちょっとだけ みんなが困る その放置



自転車マナーアップ強化月間キャンペーン

日 時 令和6年11月6日(水) 午前11時~午後1時

場 所 ららぽーと門真 1階センターコート

内 容 特別ゲスト「羽田優里奈」さんと大阪府警察
交通安全教育班による交通安全教室など
○交通安全啓発ブースあり

タレント
羽田 優里奈さん

※内容が変更になる場合がありますので、予めご了承ください。



障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなでつくりましょう
大阪府交通対策協議会



YouTubeチャンネルはこちら

携帯電話のご利用マナーにご協力お願いします

大阪 交通対策 チャンネル



〈道路交通法改正〉令和6年11月1日施行

自転車の危険な行為である

「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」の規定を整備

罰則対象外だった禁止行為に
罰則が設けられました。

酒気帯び運転の禁止

罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

大阪府道路交通規則で
禁止していたものを
新たに道交法上で禁止し
罰則を強化

携帯電話使用等の禁止



自転車の酒気帯び運転を
帮助した者にも罰則が適用!

車両提供罪

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類提供罪・同乗罪

罰則 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



STOP!

ながらスマホ



携帯電話使用等(保持)

走行中、携帯電話等を手で持つて
通話したり、画面を注視すると

罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

携帯電話使用等(交通の危険)

携帯電話等を使用して走行し
交通事故を起こすなどすると

罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車の交通ルール遵守の徹底

- 自転車は「くるま」の仲間です。原則、車道の左端を走行しましょう。
- 歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。
- 一時停止の標識がある交差点では、必ず一時停止し、左右を確認しましょう。
- 信号を必ず守りましょう。交差点を横断する時は、青信号でも周囲を確認しましょう。



歩道を通行することができる場合

- 歩道に「自転車通行可」を示す標識等があるとき
- 13歳未満のこどもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できないとき

自転車のヘルメット着用の推進

大人もこどもも
命を守る
ヘルメット
を着用しましょう。

自転車の交通事故(令和元年～令和5年)

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部負傷!
そのほぼ全員がヘルメット非着用!

全死者数
683人

自転車
156人



自転車の死者数の
約60%(94人)が
頭部負傷

頭部負傷のほぼ全員が
ヘルメット非着用!

放置自転車の追放

放置自転車は、歩行者や自動車等の
通行の妨げになります。駐輪場等の
決められた場所に駐輪しましょう。

